

明治期日本におけるドイツ商標偽造事件

メタデータ	言語: 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2024-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯野,友香理 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000283

明治期日本におけるドイツ商標偽造事件

German trademark counterfeiting case in the Meiji Japan

博士後期課程 民法法学専攻 2023 年度入学

飯 野 友 香 理

IINO Yukari

【論文要旨】

本研究は、近代国家成立期における外国人の商標権保護の過程の一端を明らかにすることを狙いとするものである。

戦前の条約改正交渉の文脈においては、領事裁判権の撤廃、関税自主権の回復等について言及されることが多い。しかし、条約改正交渉においては、産業財産権、著作権等の知的財産権の保護に関しても盛んに取り沙汰されていたということはあまり知られていない事実である。交渉以前、日本人が外国企業の商標を偽造する事案が多発しており、それが外交問題にまで発展し、交渉における要点の一つとなったという経緯がある。開国当時、国益追求や国際協調といった方向性の異なる概念の狭間で、日本は諸外国といかに対峙したのか。当時の政府の産業財産権に関する外交政策を紐解くことは、戦前の過ちを見直し、今後の対外交渉について考える上で重要な取り組みの一つであると考えられる。

筆者は、前稿「英国商標偽造事件と条約改正交渉」（明治大学法学研究科論集、第 59 号、2023）において、日英間で発生した商標関連事件の実態や政府の対処の方針、そして商標関連事件が明治 20 年代前半の日英条約改正交渉に与えた影響について考察した。

本稿においては、日独通商航海条約に関する交渉前、明治 19 年、27 年にドイツとの間に起こった 3 つの商標関連事件の実態や政府の対処の方針について考察することとする。

【キーワード】 知的財産権、産業財産権、商標、条約改正、ドイツ

【目次】

I. はじめに

II. 商標の歴史

(1) ドイツにおける事情

(2) 日本における事情

III. ドイツ商標偽造事件

(1) 石鹼商標偽造事件 (明治 19 年)

(2) ビール商標偽造事件 (明治 19 年)

(3) 緋金巾商標偽造事件 (明治 27 年)

IV. おわりに

I. はじめに

日本が幕末に開国し、その際に諸外国と結んだ条約は不平等なものであった。それらを撤廃するため、明治期より諸外国との交渉が開始される。19世紀および20世紀初頭の日本外交の主要なテーマが、この不平等条約の改正であったといえる。そして、井上、大隈、青木、榎本、陸奥といった各外務大臣の交渉の末、明治27(1894)年締結、明治32年(1899)年発効の日英通商航海条約によって、領事裁判権が撤廃され、明治44(1911)年には関税自主権の回復が実現した。

条約改正といえば、上記のとおり、領事裁判権の撤廃、関税自主権の回復に重きが置かれることが多いが、交渉過程において、知的財産権に関わる問題が大きく取りざたされていたことはあまり知られていない。また、当時の日本においては、条約改正交渉が開始される以前より、諸外国との間で知的財産権をめぐる紛争が相次いでいた。とりわけ、日本人が英、米、独、仏、清等、外国企業の商標を偽造する事案が多発し、在外公館から日本政府に対して訴えが出されていた。

明治28(1895)年から開始された日独交渉の結果、知的財産権のうち産業財産権の保護については、明治29(1896)年より、外国人に対して正式に認められることとなった。

近代日本が、それまで馴染みのなかった産業財産権を含む知的財産権保護の問題と折り合いをつけながら、どのように諸外国と交易を行い、産業を振興していったのかといった側面からも日本資本主義の興りを捉えることができる。19世紀から20世紀初頭にかけては、国内において、新たな分野で数多くの企業が生まれるなど、資本主義の土台が形づくられた時期といえる。このような時期において、西欧諸国と対等に渡り合うべく、わが国はいかにして殖産興業の促進を図ったのか。知的財産権を含む、国家の商業政策的な観点から、近代日本資本主義の淵源を辿ることは、戦前の過ちを見直し、今後の日本経済や貿易、国際情勢等を考える上で、必要な取り組みの一つなのではないかと考える。

昨今、企業のグローバル展開が進む中、経済成長が予想される新興国との交易はより重視されていくのではないかと考える。そのため、企業が製品開発競争や市場獲得競争を勝ち抜くため、特許権で技術を保護することに加え、付加価値や差別化を目的に、商標権、意匠権等を活用し、複合的

に保護することがより一層重要となる。そういった際に、海外に進出していく立場としても、知的財産権に関わる問題に直面する機会が増えていくことが予想される。したがって、時代や制度が違うため、過去の事象をそのまま当てはめることは難しいが、過去の諸外国との知的財産権に関する事案に関して詳細を明らかにすることで、後に起こりうる変化を予測する材料、引いては、人間活動における一つのモデルケースを提示することはできるのではないかと考える。

筆者は、前稿「英国商標偽造事件と条約改正交渉」（明治大学法学研究科論集、第59号、2023）において、開国当初、最も交易の盛んであった英国との間で発生した商標関連事件の実態や政府の対処の方針、そして商標関連事件が明治20年代前半の日英条約改正交渉に与えた影響について調査し、その結果、外相大隈重信は、外国商標偽造事件における超法規的措置からの転換、パリ条約・ベルヌ条約への加盟の拒否を行うなど、前任の井上馨と比べ、英国に対し、厳格な態度を示すようになったということが判明した。大隈のこうした態度は、英国の産業財産権保護に対する危機感を煽ることとなり、英国はその後の条約改正交渉において、日本国内での産業財産権の保護をより一層重視していく姿勢をみせた。

今回は、英国に次いで商標偽造事件に関する明治20年代の史料の多かったドイツとの間で発生した商標関連事件に焦点を当て、これまでの研究¹を深める形で、外務省外交史料館、アジア歴史資料センター所蔵の「商標偽造関係雑件」中の史料の解説を行い、事件の詳細や政府の対処の方法について分析を行った。本稿においては、日独交渉以前のドイツ商標の権利保護の状況を明らかにし、今後の、日独通商航海条約についての交渉過程、そして、日独交渉中・交渉以後の外国商標の権利保護に関する研究につなげていきたいと考えている。

本題に入る前に、まず初めに、ドイツを含む諸外国、そして日本の商標の歴史について概観することとする。

II. 商標の歴史

(1) ドイツにおける事情

近代的な商標は、商品の流通範囲が拡大し、また、企業の自由な競争が行われる、近代的商品経済の成立に伴って誕生したといえる。特に、18世紀の産業革命を契機に、大企業の商標を偽造するといった被害が増えたことで、商標の保護、取締りを強化すべきとの機運が高まった。

そして、1857年にフランスにおいて、世界で最初の近代的な商標法である「製造標及び商業標に関する法律」が制定されるに至った。その後、1862年に英国、1870年に米国、1874年にドイツで商標法が制定され、商標の独占権を国家が認可するという概念が法制化されていく。すなわち、近代の商標法は19世紀以降に各国で導入され、近代国家の形成における基盤となっていったとい

¹ ドイツ商社の商標偽造事件については、特許庁編『工業所有権制度百年史』上巻（発明協会、1984）、鶴岡聡史「近代日本の産業財産権と条約改正」（特許庁委託平成24年度産業財産権研究推進事業（平成24年～26年度）報告書）等の一部で言及されているが、先行研究の数は決して多くはないのが現状である。

える。

19世紀を迎えたドイツでは、経済活動の自由と取引の自由に関する事柄が各州の法制度に組み込まれるようになり、商取引における商号や商標の使用が拡大したことで、ギルド制度がその権限を奪われ、次第に崩壊していくこととなった。さらに、生産方法の革新と貿易インフラの拡張が、国家と社会の経済的変革にさらなる勢いをもたらし、大量生産・大量消費の出現が競争の発展を加速させた。そして1840年頃から、輸送インフラが近代化され、手工業や小規模企業の既存の生産方法が、工業化・標準化された生産方法に取って代わられた²。

また、この当時、自由主義の思想が人々の間に広がり、個人の自由と私的活動によって支配されてきた分野では、国家は規制を控えるべきであるという考え方が主流になっていた。つまり、国家の介入が正当化されるためには、適切かつ必要な目的がなければならず、商標や商号の保護に関しては、詐欺や欺瞞に対する消費者の保護や公衆衛生に関わる場合、保護の正当性が存在すると考えられるようになっていた。したがって、取引の公序良俗と公正さの維持を目的に、商標や商号に関する詐欺には、当時は刑法の第287条³が適用され⁴、いわゆる国家による制裁が科されていた。英国、米国などでも、商標法制定以前は商標を偽造する行為については、詐欺罪などの法律で対処されていた。また、後に述べる明治27(1894)年に日独間に起こった「緋金巾商標偽造事件」の際には、当初、日本の旧刑法392条の詐偽取財に当たるとして、処罰が可能であるとの意向を示したことがあった⁵。ドイツの刑法第287条においては、内地の製造者、製産者、または商人の姓名、または商社を偽り、物品や包装に商標を付す者、または内情を知って、以上のような詐称の物品を販売する者に対する処罰、条約締結国の国民に対してなされた違反に対する処罰、商標に姓名または社号を複写改変し使用する者に対する処罰について規定しており、「商標」という文言を用い、商標権

² See Tim W. Dornis, *Trademark and unfair competition conflicts – historical-comparative, doctrinal, and economic perspectives*: Cambridge University Press, 9-14 (2019).

³ 以下がドイツ刑法第287条の邦語訳である。

日耳曼帝國商標ニ關スル條款抜萃

千八百七十一年五月十五日制定日耳曼帝國刑法第二百八十七條

内地製造者製産者又ハ商人ノ姓名又ハ商社ヲ偽リテ物品又ハ上包ミニ商標ヲ付スルモノ又ハ情ヲ知りテ右ノ詐稱ノ物品ヲ營業トスルモノハ五十「ターレル」ヨリ少ナカラス千「ターレル」ヨリ多カラサル罰金ヲ課シ又ハ六ヶ月ヲ超過セサル禁錮ニ處スヘシ

條約又ハ法律ニ因テ交互保護ノ約束アル外國ノ人民ニ對シ本條ニ違背スルトキハ同一ノ刑ニ處スヘシ

商標ニ其姓名又ハ社號ヲ複寫シ且些少ノ變改ヲ加ヘ之ヲ發見スルニ特別ノ注意ヲ要セシムルモノハ亦同一ノ刑ニ處スヘシ

森体編『日本商標条例：附・英米独仏商標条例』58頁（忠愛社，1884）。

⁴ See, Dornis, *supra* note 2.

⁵ 明治15年制定の旧刑法には、商標について言及された条文は存在しなかった。明治27年の「緋金巾商標偽造事件」において、捜査機関は当初、刑法392条の詐偽取財に当たるとして処罰が可能であるとの意向を示したが、不当に利益を得た者、財物を奪われた者も存在しなかったため、関係者を起訴し得る条件には該当しないと判断し、結果として、関係者不処罰の対処がなされた。

侵害について言及していた。当分の間、同条文が唯一の規制であり、この当時はまだ、私法による商標や商号の保護制度は存在していなかった。

その後、1874年の商標保護法（Gesetz über den Markenschutz.Vom 30, November 1874）において、それまでの刑事上の制裁のみならず、民事上の制裁も課されることとなった。

日本で最初の商標に関する法規である明治17（1884）年の商標条例の編纂に際して、編纂者たちは、ドイツの上記1874年の商標保護法も参考にしていたとみられる。

（2）日本における事情

日本の商標の起源及び発達について近代以降の流れについて概観することとする。

近代に入ると、明治政府の殖産興業政策等により、新たな工業技術が輸入され、わが国は飛躍的な発展を遂げる。そういった変化に伴い、商標は、それまでの出所表示的機能に、広告的機能を加え、無体財産としての地位を確立することとなった。当初は、暖簾、屋号、家紋など、従来より商標として使用されていたものが採用されていたことも多かったが、欧風化の影響を受け、商用としての選択肢も変化していったといえる。また、外国製品の輸入に伴い、明治期以前より使用されていた標章に加え、新たな商標が数多く生まれたため、日本政府は、商標保護の必要性に駆られ、ついに商標条例の編纂に着手することとなる⁶。

そして、商標条例は、日本で最初の商標に関する法規として、明治17（1884）年6月に制定され、同年11月に施行に至った。

明治17（1884）年の商標条例は、英米独仏の法を参考にしており、その中で、英国の商品標法（The Merchandise Marks Act,1862）は、第24条「違反商標付商品の発売停止」において、特許意匠商標法（Patents, Designs, and Trade Marks Act,1883）は、第7条「商標権相続」、第8条「商標権譲与分与」において、米国の連邦特許著作権法（An Act to revise, consolidate, and amend the Statutes relating to Patents and Copyrights,1870）は、第5条「不登録事由」、第14条「登録手数料」、第20条「虚偽登録、登録詐称の罰則」において、ドイツの商標保護法（Gesetz über den Markenschutz. Vom 30, November 1874.）は、第2条「出願手続」、第3条「登録手続及び先願規定」、第5条「不登録事由」、第12条「商標登録後の無効」、第15条「告訴権、損害賠償請求権」、第19条「違反商標の没収、商品の処分」、第23条「第十六条から第十八条は親告罪」、第24条「違反商標付商品の発売停止」、附則「条約施行前使用商標の経過規定」において、そして、フランスの製造標及び商業標に関する法律（27 Juni 1857 Loi sur les marques de fabrique et de commerce）は、第1条「商標権発生原因及び年限」、第10条「専用年限更新」、第15条「告訴権、損害賠償請求権」、第16条「登録商標偽造盗用の罰則」、第17条「類似商標製造使用の罰則」、第18条「第二条に関する悪意の販売者の罰則」、第19条「違反商標の没収、商品の処分」において

⁶ 拙稿「英国商標偽造事件と条約改正交渉」明治大学法学研究科論集、第59号、5-7頁（2023）。

母法とされ⁷、ここから、特にドイツ法を参考している条文が多いことが見受けられる。

また、明治17(1884)年の商標条例の編纂に際して、日本側が参照していたと思しき英国の商品標法、米国の連邦特許版權法、ドイツの商標保護法、刑法第287条、フランスの製造標及び商業標に関する法律等では、外国商標に関する規定が設けられていることが分かるが⁸、明治17(1884)年の商標条例には、外国商標に関する規定が組み込まれることはなかった。商標出願登録を含む、外国人の産業財産権の正式な保護の開始は、日独通商航海条約施行後の明治29(1896)年を待たねばならなかった。

そして、商標条例は明治21(1888)年に改正されたが、その後、日英通商航海条約批准により、工業所有権保護同盟条約への加入が確約されるなど、諸外国との条約改正交渉を経て、更なる国内法整備の必要性にかられた政府は、新たに商標法(明治32年法律第38号)の編纂に着手した⁹。そして、同法は、7月1日に施行されるに至った。商標法第3条において、新たに外国人の登録商標について規定され、外国商標の日本における権利の存続期間について特例が示され¹⁰、施行細則においても外国商標について配慮がなされた。

次の「Ⅲ ドイツ商標偽造事件」で取り上げるのは、上記の商標法編纂以前、先述した明治17年、明治21年の商標条例施行下に起こった事例である。

Ⅲ. ドイツ商標偽造事件

日本は、1850年代、60年代に各国との条約締結を開始する。安政の五カ国条約締結から3年遅れるかたちで、文久元(1861)年にはプロイセンとの間で日普修好通商条約が締結され、文久3(1863)年に発効した。慶応3(1867)年にはプロイセンが北ドイツ連邦に編入され、明治2(1869)年、同連邦と修好通商条約を結ぶことになる。明治4(1871)年にはドイツが統一され、ドイツ帝国が成立するが、同国との間で、新たに条約が締結されることはなく、北ドイツ連邦との間で結ばれた従来の条約が引き継がれた。しかし、文久元(1861)年の日普修好通商条約締結以前から、すでにドイツとの通商は行われていたことが分かっている。日米修好通商条約が発効される安政6(1859)年、日本で最初のドイツ商社として、後述する「C・イリス商会(C.Illis & Co.)」の前身である「L.クニフラー商会(L.Kniffler & Co.)」が長崎において設立され¹¹、以後、ドイツとの交易

⁷ 原禎嗣「明治17年商標条例編纂に関する再論—編纂各期における外国法継受を中心に—」政治経済史学 268, 19-60頁(1988)。

⁸ 森体編『日本商標条例:附・英米独仏商標条例』58頁(忠愛社, 1884)、『高橋是清氏特許制度に関する遺稿』所収「商標条例」, 「独国商標条例」。

⁹ 通商産業省『商工政策史第14巻特許』227-229頁(商工政策史刊行会, 1964)。

¹⁰ 第三條 商標専用ノ年限ハ二十年トシ原簿登録ノ日ヨリ起算ス
外國ノ登録商標ニシテ帝國ニ於テ登録ヲ受タルモノノ専用年限ハ原登録ノ有効年限ニ從フ但シ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス(明治32年法律第38号)。

¹¹ 『イリス商会百年史』緒言(イリス商会, 1959)。

が続くこととなった。ドイツの日本の近代化への貢献として、建設業への参入が挙げられ、ドイツからの鉄道資材の輸入は、明治18(1885)年以降に急増し、特に軌条や客貨車および部品については一定の割合を占めた。これには、上記のイリス商会が大きな役割を果たしたとされている¹²。

ところが、外国商社との交流がより盛んとなっていく一方で、日本人商人による外国商標の偽造行為が頻発することとなる。

(1) 石鹼商標偽造事件(明治19年)

『日本石鹼工業史』によれば、日本に石鹼が伝播したのは、織豊期であったとされている¹³。その後、時代は下り、明治7(1874)年頃になってから、石鹼に商品としての特殊な名称が与えられたが、それまでは、「シャボン」という固有の名称で市場に出回っていたという。

また、開国に伴い、外国産の石鹼も数多く輸入されるようになった。これにより、外国品に追従しようとする傾向が強まり、日本人が、外国の石鹼商標を偽造し、それを自らの製品に張り付けて販売する事例が相次いだ。『日本石鹼工業史』では、「明治十三年後に於いては、紅葉、犬錨等の名稱を附したる石鹼等、市場に出たが、初期十數年間は商標商權に關する個々の感念は實に亂脈を極め模倣、模造、偽造日を逐て行はれ、無統制無規律の状態下に放置されてあつた」と記されている¹⁴。明治17(1884)年には商標条例が施行されるが、商標偽造に関する処罰規定は、まだ不十分な状態であった。

そのような混沌の中にあつた明治19(1886)年、ドイツ人のライスという人物が、在伯林(ベルリン)日本帝国公使館へ2月12日の日付を付した一件の書簡を寄せた¹⁵。

ライス氏は、ドイツの「フランクフルト、アム、マイン」府に住んでおり、数年来、自らの会社で製造している石鹼を日本に向けて盛んに輸出していたという。彼が製造している品は良質なものであつて、日本国内において好評を博していた。しかし、日本にある大阪のボクシン社が、ライス氏の会社で製造している包装および札紙を偽造し、「ライス」の名を僅かに変更し、札紙および石鹼に印字するという不正な手段により売買を行っているとし、「殆んど贗造ニ類スル處為有之趣ニ候」、つまり、これはほぼ偽造行為であると訴えた。また、大阪において製造している石鹼は、粗悪な品であると伝えた。そして、「日本ニ於テ弊社々名ノ濫用者ニ自今其濫用ヲ差止メ候法律有之候哉」、つまり、日本においては、ライス氏の会社の社名の濫用者に、以後、その濫用を差し止めさせることができる法律が存在するのか、また、「斯ル場合ニ於テ日本ノ法律ハ何等ノ保護ヲ與

¹² 『イリス150年—黎明期の記憶』106頁(株式会社イリス、2009)。

¹³ 『日本石鹼工業史』31頁(大阪石鹼商報社営業所、1932)。

¹⁴ 前掲注13)122-123頁。

¹⁵ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B11091528400、商標偽造關係雜件 第一卷/独乙国フランクホルド、アムマイン府住製造石鹼商標ヲ大阪ボクシン社ニ於テ偽造販売ノ件、明治十九年(外務省外交史料館)No.303-304。

へ候哉」つまり、このような場合（濫用を差し止めさせる法律が存在する場合）において、日本の法律ではどのような保護が可能であるかについて、在伯林日本帝国公使館に問い合わせを行い、不正の所為を防制するに足る方便と手続きについて指示を仰ぎたいとした。

上記の通知を受け取った在伯林日本帝国公使館は、日本政府に事の次第を知らせるべく、在伯林臨時代理公使の小松原英太郎の名で、明治19（1886）年2月26日に外務大臣伯爵井上馨宛に書簡を作成した¹⁶。書簡において、臨時代理公使の小松原は、まず、ドイツ在住の石鹼製造家であるライス氏は、従来、自家製造の石鹼を日本へ輸入し販売していたが、近ごろ、大阪のボクシン社がライス氏の商標を偽造貼用して同氏の製造ではない石鹼を売りさばいている、と事件の概要について説明し、ライス氏はその保護の方法について指示を仰ぎたい、と申し出ていると伝えた。そして、「歐洲諸国ニ於テハ自他之間商標之保護ニ付別段約条等トテハ無之」、つまり、欧州諸国との間に商標保護に関する約定は存在していない、とした。しかし、「所謂互相黙諾之意味ニテ甲國商人之商標ヲ乙國人民ニ於テ偽造スル場合ニ於テ被害者ヨリ其申立ヲ為ストキハ乙國政府ニ於テハ其被害者自國政府ヨリ商標ノ免許ヲ得居候者ニ有之候得者其國民同様ニ法律上ノ保護ヲ與ヘ該偽造者ヲ處罰スル事ニ相成居候趣ニ御啞候」、つまり、互いに黙諾していることだが、甲国商人の商標を乙国人が偽造し、被害者よりその申立てがあった場合、被害者が自国の政府から商標の免許を得ている場合には、乙国政府は自国の国民同様にその被害者に法律上の保護を与え、偽造者を処罰することになっている、と説明した。

在伯林臨時代理公使の小松原より、以上のような内容の書簡を受け取った外相井上は、小松原に対し、大阪府庁に問い合わせを行う旨を記した返答書簡を明治19（1886）年5月4日に作成した。

そして、同日には外務省通商局の浅田徳則が、大阪府知事の建野郷三宛に書簡を記している¹⁷。書簡において、浅田はライス氏の商標偽造事件の概要について述べ、その保護の方法について在伯林日本帝国公使館へ問い合わせがあり、在伯林小松原臨時代理公使より、ライス氏からの書面を添えた形で、外務省宛に通知があった旨を報告している。そして、「我商標條例ハ外國人ニ適用スヘキモノニ無之」とし、日本の商標条例は、外国人に適用すべきものではない、と伝えた。ところがその後、同書簡において、「他人ノ商標ヲ偽造貼用シ徒ニ聲價ヲ得ントスルハ元ト正当ノ所為ニ無之」と述べ、大阪府内の「ボクシン社」という社名に相当する会社において、ライス氏製造の石鹼を偽造し販売を行っている者に、商標の使用を停止させ説諭を行うよう依頼した。

この書簡に登場する「商標条例」とは、明治17年商標条例のことである。商標条例施行後のこの時点においても、外国人に対しては、商標登録が日本国内で許可されることはなく、外国人の商標は同条例の保護の対象外とされたのであった。商標出願登録を含む、外国人の産業財産権の正式な権利保護は、先述した通り、日独通商航海条約施行後の明治29（1896）年を待たねばならなかつ

¹⁶ 前掲注15) No.301-302。

¹⁷ 前掲注15) No.311。

た。しかし、明治19（1886）年5月4日の外務省通商局浅田が作成した上記書簡においては、偽造者およびその関係者の取調べを行い、商標の使用を停止させるよう依頼した。

上記のように外務省通商局の浅田から大阪府知事建野に対し、書簡が記された11日後、建野は浅田に対して、明治19（1886）年5月15日の日付を付して、取調べの結果を記した返答書簡を作成した¹⁸。同書簡において、大阪府知事の建野は、「府下西成郡川崎村」の「藏田衛門」という人物が製造を行っていることが判明したと述べた。現品を調査したところ、「ライス」氏製を偽造していることは明らかであり、「包装ニ貼用スル『レットル』原板及模型共棄却致シ再應不都合無之候様厳責致置候」と伝えた。

そして、外務大臣井上は、今回の件に関する日本政府の最終回答として、明治19（1886）年5月19日に書簡を起草し、上記の対処を行う旨を在ベルリン臨時代理公使小松原に対して通知することとなった¹⁹。

本件において、被害者である外国人が母国において商標権を得ている場合、日本政府は、日本人と同様にその被害者に法律上の保護を与え、偽造者を処罰することになっているとしたが、明治17（1884）年施行の商標条例は外国人に適用すべきものではないと判断した。しかし、最終的には、「他人ノ商標ヲ偽造貼用シ徒ニ聲價ヲ得ントスルハ元ト正当ノ取為ニ無之」という理由を挙げ、法令の明確な規定に依ることなく、偽造者について取調べを行い、偽造商標を破棄させ、偽造者を厳責する等の対応を行い、ドイツ側の要求に応える結果となった。

（2）ビール商標偽造事件（明治19年）

日本にビールの知識を伝えたのは江戸時代のドイツ人であったとされている。ビールは、享保5（1720）年、当時の将軍徳川吉宗の蛮書輸入解禁によって、オランダの科学書と共に国内に伝えられ²⁰、幕末期の蘭法医である川本幸民により、日本で初めてビールの試醸が行われた²¹。開国後、明治6（1873）年頃には、外国産のビールに触発され、日本人も各地でビール醸造を志すようになり、国内での生産額は、明治16（1883）年から大正13（1924）年にかけて、およそ782倍に膨れ上がったという。この時期に、大日本、キリン、日本麥酒鑛泉、帝國麥酒、日英醸造等の今日のビール会社の礎となる会社が数多く生まれた²²。

外国産ビールは、横浜の居留地にて商館を設け、住居を構えていった外国人によって広められたとされている。彼らは生活必需品を本国より輸入しており、それに伴って外国産が日本に輸入されることとなった。最初に輸入されたのは英国製のバスビールであり、次いで、ドイツのワーゲン商

¹⁸ 前掲注15) No.313。

¹⁹ 前掲注15) No.314。

²⁰ 『麒麟麦酒株式会社五十年史』1頁（麒麟麦酒株式会社，1957）。

²¹ 前掲注20) 5頁。

²² 『茶、煙草、清酒、麥酒、清涼飲料水ニ關スル調査』1-2頁（鐵道省運輸局，1926）。

会、フランスのコードリエ、アデカンプルと続いた²³。

日本国内でビールが流通しだした当初はイギリス産が大半を占めていた。しかし、その後ドイツ領事が盛んに売り込みを行ったこともあり、1880年代半ばになると次第にドイツ産に注目が集まるようになる。その中で人気を博したのは、「フランスボルク、ジョイント、ストックビヤアー」商会の「ストックビール」であり、横浜居留地の「エム、ラスペー」商会在「ストックビヤアー」商会の代理店として販売を一手に引き受けていた²⁴。

明治19(1886)年、ドイツ総領事「エー・ザッペー」より、東京府知事の高崎五六宛に5月25日と日付を付した書簡が送られる²⁵。書簡において「エー・ザッペー」は、以下のような内容を記した。

“東京本郷区湯嶋三組町に住む高木敬藏という人物が、「フランスボルク・ジョイント・ストックビヤアー」商会の商標を偽造し、公然欺罔しており、その件に関して、「ストックビヤアー」商会の代理店、「エム・ラスペー」商会より訴えが寄せられた。「ストックビヤアー」商会の商標と偽造商標にごくわずかな違いはあれど、ほぼ同じであることは明白であり、日本において醸造した麦酒をドイツ産に紛れ込ませることは容易である。また、高木は偽造商標を付した空き徳利に、自分が醸造した麦酒を詰め、日本国内に輸送する目的で「ストックビヤアー」商会の徳利を買い求め、浅草森田町九番地に住む伊部伊三郎が、その取次を行い、諸国にて売り捌いていた。日本の法律では、ドイツ商会は商標の保護を受けることができないが²⁶、日本政府は他者を欺く目的で、外国商工の姓名、印形をもって、物品あるいは包みを偽造する者、拵え事を行い売買する者等についての対処の方法を示してほしい。「ストックビヤアー」商会の古徳利、古箱に偽造商標を付し、販売する行為を停止させるため、相当の処分を依頼する。”

5月31日、高崎は外務大臣井上馨に対して書簡を作成し、ドイツ総領事「エー・ザッペー」より、この件について、上記のような調査依頼があったという旨を伝えた²⁷。

そして、6月11日、東京府は専売特許局に問い合わせを行い、先述した高木敬藏が麦酒に使用している商標は、専売特許局において登録がなされているかどうかを調査するよう依頼した²⁸。

特許局は、本件で問題となっている商標が、登録済み商標であるかどうかを確認した後、15日に返答書簡を作成した。同書簡では、「取調候所右商標ハ当省ニ於テ登録致シ候モノニ無之候」、つ

²³ 前掲注22) 6頁。

²⁴ 浅田澁橋「麥酒製造の思ひ出」139頁(『集古 第七巻』, 1980)。

²⁵ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B11091528300, 商標偽造関係雑件 第一巻 / 東京府平民伊部猪三郎独乙国ストックビヤアー商会名標模造ノ件附我商標条例ニ違犯処刑ノ件, 明治十九年 (外務省外交史料館) No.273-274。

²⁶ 先述の通り、商標出願を含む、外国人の産業財産権の正式な権利保護の開始は、日独通商航海条約施行後の明治29年を待たねばなかった。

²⁷ 前掲注25) No.272。

²⁸ 前掲注25) No.289。

まり、高木が使用する商標は、特許局にて登録されていないものであると回答した²⁹。

翌16日、東京府は、先述した伊部伊三郎が商標の出願をしている可能性があるとして、特許局に再度確認を行ったが³⁰、特許局からは、その日のうちに返答があり、「伊三郎ハ勿論何人ヨリモ右麦酒商標ノ登録願出タルヲ無之候」と、やはり誰からも該当する商標は登録出願されていない旨が伝えられた³¹。

明治19(1886)年6月19日には、東京府の主任官、鴨池宜之なる人物が外務省に来省し、この件について協議を行った。この協議により、免許醸造場の場所、および免許取得人は「加東徳三」という人物であるといった情報が共有された³²。

また、6月23日、東京府知事代理銀林は、警視総監の三島通庸に、本件の取調べを依頼するべく書簡を作成し³³、その2日後の6月25日、東京府知事の高崎は、外相井上に再び書簡を送っている³⁴。同書簡において高崎は以下のように述べた。

“取調べの結果、麦酒は、日本橋区蛸壳町二丁目十四番地に住む加東徳三という人物の所有する、湯島三組町八十三番地の免許醸造場において、雇人である高木海藏という人物が醸造したものであり、また、偽造商標は、浅草区森田町九番地に住む、販売人の伊部猪三郎〔先述の「伊三郎」と同一人物であると思われる〕が貼付したものであった。本件は、警視庁へ引き継ぐこととし、この過程を領事に報告する。”(角カッコ筆者)

これまで高木海藏が商標を偽造していたとされていたが、実際には、高木は麦酒の醸造を行っており、商標を偽造貼付していたのは伊部猪三郎であることが判明した。

そして、東京府知事代理銀林から依頼を受け、取調べを担った警視総監三島は、最終的にドイツ総領事エー・ザッペーに以下のように報告を行った³⁵。

“本郷区湯島三組町に住む高木海藏が醸造した麦酒に、浅草区森田町九番地に住む伊部猪三郎が「フランスボルク・ジョイント・ストックビヤァー」商会の商標を偽造したものを貼付し、販売していた。伊部はそれを「ストックビヤァー」商会の空瓶16箱に入れ、偽造商標を付し、内地に輸送しており、これに関して「ストックビヤァー」商会代理在横濱エム・ラスパー商会より訴えが出されていた。伊部は商標登録を行っていないにも関わらず、本件商標に、商標登録されている旨を記しており、これは、日本の法律に違反しているといえる。したがって、本件商標を貼付し販売することを差止め、猪三郎宅に現存する1649枚の商標と、猪三郎が各商店に売り渡した麦酒に付した754枚の商標を押収し、相当の処分を下すため、去る6月30日に、東京軽罪裁判所検事へ引き

²⁹ 前掲注25) No.290。

³⁰ 前掲注25) No.291。

³¹ 前掲注25) No.293。

³² 前掲注25) No.279。

³³ 前掲注25) No.282。

³⁴ 前掲注25) No.280。

³⁵ 前掲注25) No.294-295。

渡しを行った。”

最終的には、明治19（1886）年7月13日に東京軽罪裁判所において、被告人伊部猪三郎に対し判決が下ることとなった³⁶。被告人伊部は、高木海藏が醸造する麦酒を一手に引受け、同年3月中よりそれらを販売していたが、特許局に出願登録していない商標を印刷し、登録商標であると偽って麦酒に貼付し、同年6月中まで販売していたとして、明治17（1884）年公布の商標条例第20条³⁷の「詐稱」に該当するとして、重禁錮1ヶ月、罰金5円の刑事罰が科されることになった。

数ヶ月前に発生した「(1)石鹼商標偽造事件」では、「日本の商標条例は、外国人に適用すべきではない」とされたため、明確な条文を挙げずに偽造者への対処を行った。それに対して、「(2)ビール商標偽造事件」では、被告人が商標登録を行っていないにも関わらず、登録を行っている旨の虚偽の表示をし、消費者を欺いたとして、「商標偽造」としてではなく、商標条例第20条における「詐稱」に該当するとして、具体的な条文を適用し、被告人に刑事罰を科すに至った。このように、当時、日本国内においては、ドイツ人の商標権が存在しないことを前提に、上記のような方法で、結果的にドイツ側の要求に応えることとなった。

(3) 緋金巾商標偽造事件（明治27年）

先述した「C・イリス商会（C.Illis & Co.）」の前身である「L.クニフラー商会（L.Kniffler & Co.）」は、安政6（1859）年に長崎において設立された。同商会は、文久元（1861）年には横浜に進出し、文久4（1864）年1月に日普修好通商条約が発効した後は、本格的に極東における外交通商に参入することとなり、明治元（1868）年には神戸に進出した。明治13（1880）年には、経営者の入れ替わりにより、「C・イリス商会（C.Illis & Co.）」と社名を変更し³⁸、多くのドイツ企業の代理店としての機能も有し、通商において重要な役割を果たすこととなる。

イリス商会の日本における代表的な仕事としては、皇居二重橋の設計・施工があげられる。二重橋の建設は皇居造営の一環として実施され、皇居造営は、日本が近代国家としての基盤を確立したことを象徴する出来事であった。イリス商会に設計の一切が委ねられ、ドイツのハーコート社から材料を輸入し、建設は明治19（1886）年に着工し、翌々年の明治21（1888）年に完了した³⁹。その他にも、1880年代においては、隅田川に架かる吾妻橋の建設、東京―青森間の鉄道敷設工事、九州鉄道建設工事、琵琶湖疏水事業、函館の水道施設建設工事に参入するなど、全国各地の鉄道、疎水、水道建設に貢献した。

1890年代には、イリス商会は工業製品を輸入し、日本から一次産品を輸出していたということ

³⁶ 前掲注25) No.297-298。

³⁷ 第二十條 詐偽ノ所為ヲ以テ商標ノ登録ヲ得及商標ノ登録ヲ詐稱シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス（明治17年太政官布告第19号）。

³⁸ 前掲注11) 60頁。

³⁹ 前掲注12) 104頁。

が分かっている。1893年刊行の横浜貿易新聞社編『横浜貿易捷徑』には、イリス商会が取り扱う輸入品は「毛綿糸類、毛綿織物類、器械鉄金物類、小間物、染粉、葉種類、洋紙類、傘骨、ダイナマイト、皮類、時計類、輸出品は、銅、魚油、マンカンニース、鳥毛並毛類、毛皮類他天産物種々」⁴⁰と記されている。横浜港棧橋の架橋工事、函館のビール工場への機械の一式納入などを請け負うなど、イリス商会は開国以降、日本の近代化に大きく貢献することになる。

そのような盛んな交易の最中である明治27(1894)年、イリス商会(史料内では「イルリス社」)の「ア、シュッセル」という人物より、在大阪ドイツ帝国領事フォンクレンスキーへ6月8日の日付の入った一通の書簡が寄せられた⁴¹。書簡では、以下のような内容が記されていた。

“大阪の「岡崎商店」が「イルリス社」の緋金巾よりも、品質的に粗悪な日本産の緋金巾⁴²に「ツイケイ、レット、チャンプリース」と称する偽造商標を付して販売を行っており、「イルリス社」で取り扱っている緋金巾は「在グラスゴー、アーチドロール、エーウィング社」より、数年来移入しているものである。「イルリス社」の商標と、日本産の商品に付された偽造商標を比較した上で、両者はほとんど区別しにくい装いであり、また、「本社ノ販賣品ハ稀薄硫酸ニ浸シ変色不致候得共日本品ハ忽チ黒色ニ相変レ候」、つまり、「イルリス社」の販賣品は硫酸に浸しても変色しないが、日本産は黒く変色する。このような同商店の行為は「イルリス社」の売上げに著しい損害を加えている。”

以上のように説明し、岡崎商店の「詐偽ノ所業」を停止させてほしい旨、依頼がなされた。

これを受け、ドイツ帝国領事フォンクレンスキーは、6月20日の日付で、大阪地方裁判所の検事正、一瀬勇三郎宛に一通の書簡を作成し、冒頭で岡崎商店の商標偽造の状況について説明を行った。そして、本件においては商標偽造を行っているのみならず、購入品の品位を欺いており、これは、「日本刑法第三百九十二条⁴³ノ詐偽取財ニ該当スル」とし、製造者に対し、刑法上の処罰を求めた⁴⁴。

フォンクレンスキーの問い合わせに対して、検事正一瀬は6月22日に返答書簡を作成した。書簡において一瀬は、「我帝國ニ於テ商標侵害トシテ處分ヲ為スニハ必我帝國主務省ヨリ認可ヲ得タ

⁴⁰ 『横浜貿易捷徑』127頁(横浜貿易新聞社、1893)。

⁴¹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B11091528900、商標偽造關係雜件 第一卷/大阪ニ於ケル日本商店ニテ「イルリス」社ノ商標偽造ノ義ニ付独乙公使ヨリ照会ノ件、明治二十七年(外務省外交史料館)No.392-394。

⁴² 緋金巾とは、綿織物の一種である。橋本奇策『輸出綿織物』(吉岡宝文館、1903)157-158頁では、緋金巾について以下のように説明している。「緋金巾の(中略)重なる輸出地は韓國なり(中略)韓國にては主として婦人の袴に使用せり、輸出緋金巾の原布は本邦にて製織せる金巾を使用することあれども重に英國より輸入せる白無地金巾を染めて輸出するよしなり、これ本邦製の白金巾はその質木綿に近くして到底輸入金巾と比較すること能はざるのみならずその價格において輸入金巾と非常なる差を生ぜざるを以てなり」。

⁴³ 第三百九十二条 物件ヲ販賣シ又ハ交換スルニ當リ其物質ヲ變シ若クハ分量ヲ偽テ人ニ交付シタル者ハ詐偽取財ヲ以テ論ス(明治13年7月17日太政官布告第36号)。

⁴⁴ 前掲注41)No.395。

ル商標ニ関スルモノタルヲ要スル」と述べた⁴⁵。先述の通り、外国人の産業財産権の正式な保護が開始されるのは、日独通商航海条約施行の明治29（1896）年からのことである。明治21（1888）年に商標条例が改正公布されるが、その条文でも外国人に対する権利保護が明記されることはなく、本件発生時においても依然として、外国人を直接的に保護するための規定は設けられていなかった。しかし、ここでの回答として、「詐偽取財ノ廉ハ十分處分セラル可キモノト認定シ候条速ニ取調ヲ遂ケタル上…」と刑法392条の詐偽取財を適用するならば、処罰の対象として認めうる旨を述べた⁴⁶。

一瀬は5日後の27日にも、再びフォンクレンスキー宛に書簡を作成している。ところが、その中では、直近の6月22日の書簡とは異なる内容が記されることになる。書簡において一瀬は、詐偽取財の点について捜査を継続していたが、「是等ハ皆其偽物タルヲ承知シナカラ取引スル趣ナレハ詐偽取財トモ認定致シ難ク遂ニ不起訴ノ處分ヲ為シタルニ付キ…」と、どうやら購入者を含め、偽物であることを承知の上で取引を行っているため、詐偽取財とも認定できないとし、製造者に対し不起訴の処分を下した旨を伝えた⁴⁷。

6月22日の書簡の内容とは一転し、大阪地裁が処罰に関して消極的な姿勢を見せたことを受け、フォンクレンスキーは大阪地裁検事正一瀬が書簡を作成した翌日6月28日には、今度は大阪府知事の山田信道宛に、6月20日に検事正一瀬宛に作成したものとほぼ同一の文面の書簡を作成した⁴⁸。

同書簡を受け取り、本件の事情を再確認した上でか、大阪府知事山田は、7月14日にフォンクレンスキー宛に返答書簡を作成した。書簡で山田は、「販売ハ詐偽ノ所為トモ認メラレス從テ之ヲ禁止スル由ナキ者ト存セラレ候」と記しており、大阪府も大阪地裁の一瀬の言い分と同じく、本件の所為は詐偽取財には該当しない旨判断した。また、この書簡で初めて、岡崎商店の関係者「岡寄弥助」という個人名が特定されることになり、もうすでにこの時点では、岡崎商店は本件で問題となっている商標は使用していないようであると伝えた⁴⁹。

在大阪ドイツ帝国領事フォンクレンスキーは、大阪地裁と大阪府へ書簡を送ったが、双方から処罰はできない旨の返答がされることとなった。ドイツ側はこれらの処遇を不服とし、明治27年8月28日、今度はドイツ特命全権公使の「フォン、グートシュミット」より、外務大臣陸奥宗光宛に書簡を作成することとなった。書簡の冒頭でグートシュミットは、目下の日独条約⁵⁰では商標保護の規定は存在していないが、本件のような行為は「適正ナル外國人ノ貿易ヲ害スルノミナラス日

⁴⁵ 前掲注41) No.397。

⁴⁶ 前掲注41) No.397。

⁴⁷ 前掲注41) No.398。

⁴⁸ 前掲注41) No.399-400。

⁴⁹ 前掲注41) No.401。

⁵⁰ 日本は明治22（1889）年に日独和親通商及航海条約を締結している。

本ノ公象ヲ害スル事件」であると述べ、また、諸外国との条約改正に向け、日本の裁判所の外国人に対する職権の行使についても触れた。そして、「日本帝國政府ハ本件ニ付其協力ヲ拒マレサル義ト存シ敢テ此希望ヲ明言シ得ル事ト致確信候」と伝え、その後、大阪地裁、大阪府とのこれまでのやり取りについて説明し、検事正の論旨ならびに岡崎商店を処分しないとして大阪府知事が述べた理由は、日本帝國政府が公正なものと認定したものではないと信じていると述べた。そして、岡崎商店を処罰しなかった場合、同商店は再びその商標を用いる可能性があるのではないかと警戒する姿勢を示し、最後に、日本帝國省庁においても一度正当な取調べを行ってほしいと述べ、取調べの結果について、後日、書面による通知を切望していると締めくくった⁵¹。

上記の書簡を受け、外務大臣陸奥の下で再度調査を行った上、8月28日のグートシュミットからの書簡に対する返答として、陸奥は8月30日に新たに書簡を作成した。書簡にて陸奥は、本件は、「全ク裁判上ノ問題ニ属シ夫々告訴発起訴等ニ関スル規定モ設ケ有之事ニ候得共之ヲ外交問題ニ移シ帝國政府ノ行政処分ヲ以テ干涉スヘキ筋ノモノニアラスト確信致候」とした。そして、帝國裁判所の権限については、法令の規定によるものの他は一步も干涉を許すことはできず、その規則を守り、適正公平なる証拠裁判を行い、職権に対する責任を全うする必要があるとし、その上で、「御希望ノ通り取計難致所ニ有之候」つまり、ドイツ側の希望通りに事を運ぶのは難しい、と回答した⁵²。

これに対する返答として、ドイツ特命全権公使グートシュミットは、再び9月10日に書簡を作成した。同書簡において、グートシュミットは、「閣下ニ於テ本使カ諸開明國法律ノ許サ、ル被害者保護ノ為メ閣下ニ對シ裁判所ニ干涉ヲ請フノ目的ヲ有ストノ思想ヲ懷カレントハ本使ノ信シ能ハサル所ニ有之」という意思を示した。また、本件においては、起訴すなわち検事による裁判所における処罰手続きの開始について注視していると伝えた。そして、日本の明治23（1890）年の裁判所構成法第82条⁵³は、検事は長官の命令に服従すべきことを規定していることを鑑み、検事正の本件不起訴の対処には十分な理由がないため、検事正に岡崎商店、またはその他関係者を起訴するよう訓令を出すのは、法律上支障はないであろうとした。続けて、岡崎商店より偽造品を購入している仲買人は、それが偽造品であると承知してはいないと推測できるとし、したがって、本件偽造行為の目的は、購買者である公衆を欺く意図に他ならないと述べた。岡崎商店の偽造品を購入し、かつ、その偽造品たるを隠して公衆に売り渡した者を、「日本刑法第三百九十二條ニ依リテ起訴スルノミナラス岡崎商店主人ニ對シテモ刑法第百五條ニ依リ其教唆罪又ハ同第九條ニ依リ其幫助罪ノ廉ヲ告発スル」のは検事の職務上の義務であるとし、最後に、検事の権利および義務に関する規定が日本の法律に存在するかどうかに関わらず、こちらの意見と見解の一致をみなかった場合、「本

⁵¹ 前掲注41) No.388-391。

⁵² 前掲注41) No.402-404。

⁵³ 第八十二條 検事ハ其ノ上官ノ命令ニ從フ（明治23年2月10日法律第6号）。

使ノ遺憾トスル所ニ有之候」とし、日本側に対して、明らかに不満の色を示した⁵⁴。

この書簡の受領後と推測される9月13日、陸奥は司法省芳川顕正に対して書簡を作成し、ドイツ特命全権公使グートシュミットより、本件に関して日本の行政府の助力を得たい旨通知があったと伝えた⁵⁵。司法省は、同書簡を受け取った後、当該事件について取調べを開始することとなる。

その後、大阪地裁検事局検事正の一瀬勇三郎は、大阪控訴院検事局長の林誠一に対して、同年10月1日の日付で一通の書簡を送っている。このことから、司法省は、先述した陸奥からの書簡を受け取ってから10月1日までの間に、大阪地裁検事局に対して、何らかの通達を行ったのではないかと推測できる。一瀬は、本件当初において取調べを担当し、ドイツ領事フォンクレンスキーと明治27(1894)年6月中に書簡においてやり取りを交わした人物である。

書簡からは、一瀬が大阪府東警察署に捜査を依頼したことが分かり、東警察署の特務巡査山口正國からの復命書が添えられていた。復命書によれば、商標偽造の事実はあるが、これによって金銭財物を騙し取られた被害者はいないとされていた。したがって一瀬は、現に告訴者が一人もいない状態であるため不起訴の処分にいたったのだという旨を、検事長林に伝達した⁵⁶。

そして、一瀬は、10月10日に検事長林宛に新たに書簡を作成し、岡崎商店代人「石川吉良平」、買受人「竹内専之助」、「竹内房次郎」を取調べた旨を通知している⁵⁷。これには各人から提出された3つの書簡が添えられていた。

1つ目は大阪地方裁判所検事、水郡長義の名前が入った参考取調書であった。取調書が作成された10月3日に、石山吉郎平(先述の「石川吉良平」と同一人物であると思われる)が岡崎榮次郎という人物の代理人として出頭したとされ、彼の陳述内容が記されていた。石山は大阪西成郡今宮村百五十番邸の平民であり、被雇業38年であるという。本文書において、石山は以下のように述べた。

“岡崎榮次郎は、東区淡路町二丁目五十三番邸に本宅を構え、東区本町二丁目二十三番邸に支店を置き、西洋反物卸売業を営んでおり、同店は、もともと岡崎弥助という人物が営業していたが、明治27(1894)年4月1日より、岡崎榮次郎が譲り受け、同人の営業名義となった。実際のところ、榮次郎本人は支店の営業を行っておらず、自分が支配人となり業務を遂行している。自分が支配人となる前、他業に従事していた際には、金巾に貼付していた鳥画の商標が神戸の「イルリス社」のものの偽造品であることは少しも知らなかった。岡崎榮次郎が営業名義人となってからは、ドイツの「イルリス社」が、ドイツより輸入している緋金巾に貼付している鳥画ならびに狸々の商標について、偽造を行ったり、和染めの金巾に貼付販売したことは決してない。もっとも、岡崎弥助より同店を引き継いだ際、物品や帳簿に至るまで取調べたが、商標の類は金銭に見積もることがない

⁵⁴ 前掲注41) No.410-411。

⁵⁵ 前掲注41) No.415。

⁵⁶ 前掲注41) No.420-423。

⁵⁷ 前掲注41) No.427。

ため、何枚あるのか数の詳細については定かではないが、それを貼付している反物も、そうでない反物も存在することは確かである、などと回答した⁵⁸。

また、2つ目の添付資料として、岡崎商店の反物を購入したとされる竹内専之助より、大阪地方裁判所検事局に宛てられた書簡が存在する。書簡には明治27(1894)年10月6日の日付が付され、竹内が、同年3月24日に、岡崎商店より緋金巾を「四十五反」購入し、代価として「七十八圓七拾五錢」を支払った旨が記載されていた。しかし、送られてきた品は「不向」であったため、結局、その品は返却しており、また、鳥画の商標が貼付されていたが、元より和染のものとして買い入れを行ったと伝えた⁵⁹。

3つ目の添付資料は、同じく反物を購入した竹内房次郎から、明治27(1894)年10月8日に送付された書簡である。書簡において、房次郎は、同年3月27日と5月10日、二度にわたって緋金巾の購入を行ったとされ、3月27日における購入は「六拾壹反此代金百四拾円參拾錢」、5月10日においては、「百端此代金貳百貳拾五円」であり、合計「三百六拾五円三拾錢」を支払ったという。また、周旋人「松本亜喜通」の手を経て岡崎商店より買い取った品が、和製であることは予め分かっていたが、鳥画商標が「イルリス社」のものとは知らなかったと伝えた⁶⁰。

以上3つの取調資料を受け取った大阪控訴院検事長の林は、同年10月11日、司法省民刑局長横田國臣宛に書簡を作成する。ここで林は、本件はどうにも変更しようのない事態に陥っていると、「更ニ豫審ニ付シ審理セシムト否トハ大臣ノ訓令ヲ待ツノ心算ニ有之候」と記した⁶¹。

検事正一瀬は、今度は11月19日、東京地方裁判所検事正工藤則勝宛に書簡を作成し、岡崎商店より品物を買って受け、さらにそれを販売している者が「イルリス社」の商標を用い、舶来の緋金巾であると偽って不当に対価を得ていないかを捜査していると伝え、竹内房次郎、竹内仙之助（先述の「竹内専之助」と同一人物であると思われる）は東京地裁の管内に居住しているとのことで、彼らが上記の内容に該当していないかどうかについて、東京地裁に調査を依頼した⁶²。

この依頼を受けた東京地裁は警視庁に対して調査を依頼し、そして、11月28日、調査結果について警視庁から提出された復命書を添えて、大阪地裁の一瀬に対し返答書簡を作成した。復命書において、竹内房次郎は、先述の通り、3月27日と5月10日に松本亜喜通の手から緋金巾を買って取ったが、「何レモ染色粗亜ニシテ望人少ナク為メニ壺反ニ付金二錢五厘ノ利益ヲ得テ所々ノ小賣人ニ店頭ニ於テ販賣」したと伝えた。竹内仙之助に関しては、明治27(1894)年3月24日に岡崎榮次郎より直接買い取ったが、「染色粗悪ナルカ為メ現物ニテハ到底賣品トナラス依テ稀硫酸ヲ以テ之ヲ染直シ稍ヤク一反ニ付金壺圓八十錢即チ五錢ノ利益ニテ小賣商人ニ自分店頭ニ於テ賣却」し、

⁵⁸ 前掲注 41) No.428-431。

⁵⁹ 前掲注 41) No.432。

⁶⁰ 前掲注 41) No.433。

⁶¹ 前掲注 41) No.418-419。

⁶² 前掲注 41) No.436-438。

そして「其後岡崎ヨリ再ヒニ百反積送リタリシモ前述ノ如ク利益少クシテ手数ヲ要スル次第ナル故此分ハ直チニ同人方へ積戻シ候」と説明した。ここから分かるとおり、品質の悪さゆえに、品物を送り返すこともあり、売り上げは決して好調なものではなかったようである。したがって、書簡の最後においては、「兩人共同品ニ就テハ却テ販賣ニ困却セシ如クニテ不相當ノ利益ヲ貪リタル等ノ事實ハ更ニ無之候」と、不当に利益を得ているという事実は確認できなかったと結論付けた⁶³。

東京地裁より、上記のような調査結果が記された書簡を受け取った大阪地裁の一瀬は、11月30日にその結果を大阪控訴院の林に伝えた⁶⁴。林は12月6日に、司法省民刑局長横田國臣に対して書簡を作成し、「舶来ノ金巾ナリト偽リ不當ノ代價ヲ貪リタル事跡ハ発見不致候」と通知を行った⁶⁵。

そして明治27(1894)年12月19日、司法相芳川は外相陸奥に対して、取調べの結果を交えて、9月11日の調査依頼に対する返答書簡を作成した⁶⁶。

書簡を受け取った陸奥は遂に12月27日、ドイツ特命全権公使グートシュミットに対し、本件に関する日本政府の意思表示となる書簡を作成することとなった。日本政府は最終回答として、グートシュミットに対し、岡崎商店の行為は旧刑法392条のいわゆる詐偽取財には当たらず、不当に利益を得た者、財物を奪われた者も存在しないため、関係者を起訴し得る条件には該当しないと判断し、検事に対し関係者を起訴する旨の訓令を出すべきではないとの考えを通知したと述べた⁶⁷。本件においては、最終的に、日本政府はドイツ側の要求に従う形で結論を出すことはなく、関係者を処罰しないという姿勢を貫くこととなった。

以上のように明治27(1894)年の、「(3) 緋金巾商標偽造事件」では、井上馨外相期の(1)、(2)の事件とは一転して、ドイツに対して、硬派な態度を示すようになったとも読み取れる。

特に井上馨が外相の時期、明治19(1886)年に起こった(1)の事件では、被害者である外国人が母国において商標権を得ている場合、日本政府は、日本人と同様にその被害者に法律上の保護を与え、偽造者を処罰することになっていると説明した。そして、当時の商標条例を外国人には適用すべきではないとしたが、他人の商標を偽造貼用し、徒らに声価を得ようとすることは正当な所為ではないと述べ、法令の明確な規定に依ることなく偽造者の取調べを行い、偽造商標を破棄させる等の対処を行う形で事件は終局を迎えた。しかし、その後明治20(1887)年に、英国の「バース」並びに「カメロンソーンドルス」商会の麦酒商標を日本人が偽造しているとして、両商会から偽造を停止させるよう要求があり、これを受け、英国代理公使トレンチは日本政府に早急な対応を求めた⁶⁸。

⁶³ 前掲注41) No.439。

⁶⁴ 前掲注41) No.435。

⁶⁵ 前掲注41) No.434。

⁶⁶ 前掲注41) No.417。

⁶⁷ 前掲注41) No.442-443。

⁶⁸ 「本邦人兩名英国『バース』並『カメロンソーンドルス』両商会製造麦酒商標模造差止方同公使ヨリ請求ノ件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B11091528600, 商標偽造關係雑件 第一卷 (外務省外交史料館)。

上記の抗議があった後、明治 21（1888）年 6 月に外相に就任した大隈は、日本政府は過去の事件において、法律の範囲外の手段を用いて偽造者を取り締まる方向で対処することがあったとした。しかし、「バース」並びに「カメロンソールドス」商会の事件においては、「緊急切迫ノ事情」は認められないと述べ、最終的には、政府は干渉せず、偽造者処罰という超法規的とも言える措置は取らないと判断を下すこととなった。

大隈は、諸外国に対して、いわゆる条約励行主義をとり、安政の諸条約の規定を励行し、同条約の不便さを浮き彫りにすることで、条約改正を促進させようとする狙いがあった。外国人に対する産業財産権保護の拒絶についても、安政条約の中に規定がないという理由を挙げていたとされる⁶⁹。

大隈が外相として対処に当たった「バース」並びに「カメロンソールドス」商会の事件をきっかけに、商標偽造事件については、それまでの政府の方針とは異なる形で、これまで調査した英・独側の要求に応えることなく対処がなされることもあったといえる。

おわりに

本稿においては、主にドイツとの間に起こった明治 19（1886）年の石鹼、ビールの商標偽造事件、明治 27（1894）年の緋金巾の商標偽造事件について取り扱った。これらの事件では、日本人がドイツ人の商標を偽造冒用しているとして、ドイツ側から訴えが出されていたが、外国人は、明治 17（1884）年の商標条例の保護の対象外とされた。

したがって、明治 19 年の石鹼商標偽造事件において、日本政府は、明治 17（1884）年施行の商標条例に基づいては、外国人商標を保護できないと判断した。しかし、最終的には、「他人ノ商標ヲ偽造貼用シ徒ニ聲價ヲ得ントスルハ元ト正当ノ所為ニ無之」という理由を挙げ、法令の明確な規定に依ることなく、偽造者およびその関係者の取り締まりを行い、ドイツ側の要求に応えた。それに対して、ビール商標偽造事件では、商標登録を行っていないにも関わらず、登録を行っている旨の虚偽の表示をし、消費者を欺いたとし、「商標偽造」としてではなく、商標条例第 20 条における「詐稱」に該当するとして、具体的な条文を適用し、被告人に刑事罰を科すに至った。この当時、日本国内においては、ドイツ人の商標権が存在しないことを前提に、上記のような方法で、結果的にドイツ側の訴えに応じることとなったといえる。しかし、明治 27 年の緋金巾商標の事件の際には、偽造者の行為は旧刑法 392 条のいわゆる詐偽取財には当たらず、不当に利益を得た者、財物を奪われた者も存在しないため、関係者を起訴し得る条件には該当しないと判断し、過去の事件とは一転して、関係者不処罰という方針を示した。大隈の外相期、明治 21 年頃より、法令の規定に依らずに事件に対処することは減り、これまで調査対象とした英・独に対して態度を硬化させた、あるいは、英・独の要求を過度に尊重せず、法令の規定に則って判断を下すようになった、とも見て取れる。

⁶⁹ 岡野多喜夫「条約改正と明治 32 年特許法の成立」中央学院大学論叢、140 頁（1973）。

そして、明治 27（1894）年の緋金巾商標の事件の後、明治 28（1895）年より、日独間の条約改正交渉が開始される。これらの度重なる商標偽造事件を受け、産業財産権が日独間の交渉にて重要な論点の一つとなった。したがって、今後においては明治 29（1896）年の日独通商航海条約施行までの交渉過程について言及することを念頭に置き、本稿を終えることとする。